

歌手「ASKA」楽曲著作権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成29(ワ)27374・平成30年12月11日（民47部）判決〈請求認容〉⇒特許ニュース No. 14898

【キーワード】

未公表の著作物，黙示の許諾，報道のための利用，未発表楽曲の一部の無許諾再生，著作権（公衆送信権），著作者人格権（公表権），損害金（著作権法114条3項），慰謝料（公表権侵害），弁護士費用

【主 文】

- 1 被告らは，原告に対し，連帯して117万4000円及びこれに対する平成28年11月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は，これを25分し，その24を原告の負担とし，その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は，第1項に限り，仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は，作曲等の音楽活動を行う原告が，被告讀賣テレビの放送番組に出演していた被告Bにおいて原告の創作した未発表の楽曲の一部を原告の許諾なく同番組内で再生したことにより，被告らが共同して上記楽曲に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害したと主張して，被告らに対し，民法719条（共同不法行為）及び著作権法（以下「法」という。）114条3項に基づき，損害賠償金3307万0400円及びこれに対する不法行為後である平成28年11月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実，後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は，「ASKA」の芸名で作詞作曲及び歌手活動等を行う芸術家である（争いなし）。

なお，原告は，平成26年9月，覚せい剤取締法違反等の罪により執行猶予付きの有罪判決を受けており，平成28年11月当時，その執行猶予期間中であつた（弁論の全趣旨）。

イ 被告Bは，芸能人などの情報を収集してテレビやラジオの番組に出演し，論評などを行う，いわゆる芸能リポーターを業としている（弁論の全趣旨）。

ウ 被告讀賣テレビは，放送法による基幹放送事業，放送番組の企画，制作及び販売等を主な事業内容とする株式会社である（争いなし）。

(2) 原告の著作権及び著作者人格権

原告は，平成27年9月頃，「1964 to 2020 東京 Olympic」という題名で，演奏時間が約6分間の楽曲（以下「本件楽曲」という。）を創

作し（甲6， 弁論の全趣旨）， もって本件楽曲につき著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を取得した。

(3) 本件楽曲の再生と放送

ア 原告は，平成27年12月22日，被告Bに対し，本件楽曲の録音データ（以下「本件録音データ」という。）をメールで送信した（弁論の全趣旨）。

イ 被告讀賣テレビは，平成28年11月28日午後1時55分から同日午後3時50分まで放送していたテレビの生放送番組「情報ライブミヤネ屋」（以下「本件番組」という。）内において，同日午後2時22分頃から同日午後3時44分頃までの間（ただし，うち16分間はコマーシャルが，うち約4分間はニュースがそれぞれ放送された。），警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることが明らかになったとして，これに関連する報道をした（乙B1， 弁論の全趣旨）。

ウ その際，本件番組に芸能リポーターとして出演していた被告Bは，本件録音データの一部を約1分間にわたって再生した（乙B1の52，53頁，弁論の全趣旨）。

エ なお，原告は，上記ウの時点より前に，本件楽曲を公衆（特定かつ多数の者を含む。以下，同様とする。）に提供し，又は提示しておらず，被告Bに対し，本件録音データを再生して本件楽曲を公表及び公衆送信することにつき，少なくとも明示の許諾はしていなかった（弁論の全趣旨）。

2 争点

(1) 公衆送信権侵害及び公表権侵害の成否

下記イないしエ及びカは公衆送信権侵害に関し，下記ア，イ，オ及びカは公表権侵害に関する。

ア 本件楽曲は未公表の著作物であったか

イ 公衆送信及び公表につき黙示の許諾があったか

ウ 被告らによる公衆送信行為は法41条所定の時事の事件の報道のための利用に当たるか

エ 被告らによる公衆送信行為は法32条1項所定の引用に当たるか

オ 正当業務行為等により公表権侵害の違法性が阻却されるか

カ 被告Bは公衆送信権及び公表権の侵害主体となるか

(2) 故意・過失の存否

(3) 損害の有無及びその額

【判 断】

1 本件楽曲は未公表の著作物であったか（争点(1)ア）について

(1) 前記前提事実(3)エのとおり，本件楽曲は，被告Bが本件番組内で本件録音データを再生した時点より前に，公衆に提供又は提示されていなかったから，本件楽曲は法18条1項にいう「著作物でまだ公表されていないもの」に当たる。

(2) この点、被告らは、原告が芸能リポーターである被告Bに対して本件録音データを提供したことは公衆に提示したものと同視し得るから、本件楽曲は本件番組内で放送された時点で「著作物でまだ公表されていないもの」には当たらない旨主張する。

しかしながら、法にいう「公衆」とは飽くまでも不特定多数の者又は特定かつ多数の者をいう（法2条5項参照）のであって、被告B個人が公衆に当たると解する余地はない。したがって、原告が被告Bに対して本件録音データを提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められない。

2 公衆送信及び公表につき黙示の許諾があったか（争点(1)イ）について

(1) 証拠（甲7、乙A4）及び弁論の全趣旨によると、原告が被告Bに対して本件録音データを提供した経緯について、次の事実が認められる。

ア 原告は、平成27年12月上旬頃、自らが執筆した自叙伝の原稿について芸能リポーターである被告Bの感想等を聞くため、知人を介して被告Bの連絡先を入手した。そして、原告は、被告Bと電話で連絡を取り、その感想等を求める趣旨であることを伝えた上、被告Bに対して上記原稿のデータをメールで送付した。

イ その後、原告は、被告Bと電話で連絡を取り、被告Bが上記原稿を読んだ感想等を聞いた。その際、原告が被告Bに自らが音楽活動を行っていることを伝え、自らが創作した曲を聴いた感想等を聞かせてほしいと頼んだところ、被告Bは、この依頼を承諾した。

（なお、原告は、被告Bに感想等を求めた際に、提供する楽曲を公表しないように求めた旨主張し、その陳述書（甲7）には、これに沿う部分があるが、被告Bの陳述書（乙A4）にはこれに反する記載がある上、当該主張は原告の平成30年3月6日付け準備書面で初めてされたものであって、それ以前はかかる明示的な求めはないことを前提とした主張がされていたという経緯も考慮すると、原告の上記主張及び陳述部分は採用できない。）

ウ そこで、原告は、平成27年12月22日、被告Bに対し、本件録音データをメールで送信した（前記前提事実(3)ア）。

被告らは、原告は音楽活動を再開したことが被告Bによってテレビ放送等で告知されることを期待して本件録音データを提供したものであるから、本件楽曲を公衆送信及び公表することを黙示に許諾したというべきであると主張する。

しかしながら、上記(1)の認定事実によれば、原告は、本件楽曲を聴いた被告Bの感想等を聞くために、被告Bに対して本件録音データを提供したにすぎないから、原告が本件録音データを提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信ないし公表することを黙示に許諾したとは認められない。被告Bが芸能リポーターであるからといって、それのみでは上記説示を左右しない。

3 被告らによる公衆送信行為は法41条所定の時事の事件の報道のための利用に当たるか（争点(1)ウ）について

(1) 被告らは、本件楽曲は、①視聴者に対して原告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための材料を提供するという点において「警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する方針であること」という時事の事件を構成するものであるし、②原告が執行猶予期間中に更生に向けて行っていた音楽活動の成果物であるという点において「原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと」という時事の事件を構成するものである旨主張する。

(2) 上記①の主張について検討するに、前記前提事実(3)イ及びウによれば、本件楽曲は、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることやこれに関連する報道がされた際に放送されたものであると認められるところ、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることが時事の事件に当たることについては、当事者間に争いが無い。

しかしながら、本件楽曲は、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であるという時事の事件の主題となるものではないし、かかる時事の事件と直接の関連性を有するものでもないから、時事の事件を構成する著作物に当たるとは認められない。これに反する被告らの主張は採用できない。

(3) 次に、上記②の主張について検討する。

ア 前記前提事実(3)イ及び乙B第1号証によると、以下の事実が認められる。

(ア) 警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることやこれに関連する報道がされた放送時間は、コマーシャルや他のニュースが放送された時間を除くと約62分間であった。

(イ) このうち、本件録音データの再生に伴って原告の音楽活動に言及があった時間は、午後3時31分頃から同36分頃までの約5分間であるが、うち約3分間はコマーシャルが放送された時間であった。具体的内容は、別紙本件楽曲放送部分に記載のとおりである。

すなわち、本件番組の司会者は、「うーん。で、ASKAさんが、来月ですか、新曲をYouTubeで……。」「まあ、発表されるってことで、Bさんが……。」「と切り出し、被告Bは、この発言を受けて、「実は、昨年送ってきた曲がありますんで、コマーシャルの後にちょっとお伝えしたいと思います。」と発言した。

コマーシャルの放送後、被告Bは、「これ、送られてきたんで。えー、去年の12月22日で、まあ、タイトルとしては『2020年東京オリンピック曲』っていうふうについてたんです。」と説明した上で本件録音データを再生した。本件司会者は、本件楽曲を聴いた感想として、「今までの曲調とは全然違いますよね。」「どっちかというとなんか幻想的な。」と発言し、被告Bも、この感想に同調し、「ちょっと違う感じしますよね。まあ、きれいなメロディではあると思いますけど。」と発言した。

また、本件司会者は、「こういうのを作って、来月YouTube で発表しよう。音楽活動に向けて動こうと。」と発言し、被告Bも、「そうですね、この時点では、ご本人もいろいろブログを自分で書いているんで。」などと発言して、本件録音データの再生を止めた。

そして、本件録音データの再生が終わるとすぐに、本件番組の司会者その他の出演者は、再び、警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する方針であることを話題にし、それぞれ意見を述べるなどした。

(ウ) また、上記(1)以外の部分でも、原告の音楽活動に関する部分がある(14:23頃、14:29頃、14:33頃、15:08頃)ものの、その内容は、上記(イ)と同様に、原告が、2020年のオリンピックのテーマソングとして作曲した本件楽曲を被告Bに送付し、来月、YouTubeでアルバムを発売したり、友人のライブに出たりといった音楽活動に向けて動こうとしている、ということ断片的に紹介する程度にとどまっている。

イ 上記認定事実によれば、本件番組中における原告の音楽活動に関する部分は、警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する予定であることを報道する中で、ごく短時間に、原告が2020年のオリンピックのテーマソングとして作曲した本件楽曲を被告Bに送付し、来月、YouTubeで新曲を発表するなど音楽活動に向けて動こうとしている、ということ断片的に紹介する程度にとどまっております。本件楽曲の紹介自体も、原告がそれまでに創作した楽曲とは異なる印象を受けることを指摘するにすぎないもので、これ以上に原告の音楽活動に係る具体的な事実の紹介はないものであるから、このような放送内容に照らせば、本件番組中における原告の音楽活動に関する部分が「原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと」という「時事の事件の報道」に当たるとは、到底いうことができない。

(3) したがって、被告らによる本件楽曲の公衆送信行為は法41条の時事の事件の報道のための利用に当たるとは認められない。

4 被告らによる公衆送信行為は法32条1項所定の引用に当たるか(争点(1)エ)について

前記1で判示したとおり、原告が被告Bに対して本件録音データを提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められず、本件番組の放送時において本件楽曲は未公表の著作物であったと認められるから、被告らによる本件楽曲の公衆送信行為は法32条1項所定の引用には当たらない。

5 正当業務行為等により公表権侵害の違法性が阻却されるか(争点(1)オ)について

(1) 被告らは、本件楽曲の公表は、原告が逮捕されそうであるという差し迫った状況において、有罪判決後の原告の音楽活動や更生に向けた活動等を具体的に報道するとともに、視聴者に対して原告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための材料を提供するという目的で行われたものであり、その具体的事情の下では、法41条の趣旨の準用、正当業務行為その他の事由により違法

性が阻却される旨主張する。

しかしながら、本件番組では原告の音楽活動にごく簡単に触れたに止まり、それに係る具体的な事実の紹介がないことは前記3で説示したとおりであるし、本件楽曲が原告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための的確な材料であるとも認められないから、被告らの上記主張は、その前提を欠くものであり採用できない。

(2) また、被告Bは、原告が逮捕見込みであるとの報道に関連して、原告が更生していることを示すために、本件録音データの一部のみを再生したものであるから、芸能リポーターとしての正当な業務行為として違法性がない旨主張する。

しかしながら、原告の音楽活動に係る具体的な事実の紹介がないまま、本件録音データの一部を再生したからといって、原告が更生していることを具体的に示すことにはならないから、被告Bの上記主張も、その前提を欠くものであり採用できない。

6 被告Bは公衆送信権及び公表権の侵害主体となるか（争点(1)カ）について

前記前提事実(3)イ及びウによれば、被告Bは、本件番組の生放送中に出演者として本件楽曲の録音データ（本件録音データ）の一部を再生し、被告讀賣テレビは本件番組を放送したのであるところ、前記1ないし5の説示を踏まえれば、被告らは共同して原告が本件楽曲につき有する公衆送信権及び公表権を侵害したものと認められる。

これに対し、被告Bは、被告讀賣テレビによる放送の履行補助者にすぎなかった旨主張するところ、その趣旨は判然としないものの、上記説示に照らして採用できない。

7 故意・過失の存否（争点(2)について）

(1) 被告Bはいわゆる芸能リポーターを業とし、被告讀賣テレビは基幹放送事業を業とするものであるから、被告らは、放送番組中において楽曲を再生し放送する場合には著作権や著作者人格権の侵害がないように十分注意すべき高度の注意義務を負っているというべきところ、原告が本件楽曲を公衆送信及び公表することを黙示に許諾したとは認められないにもかかわらず、その認識を欠いて本件楽曲を公衆送信及び公表することが許されると誤信した点などにおいて、少なくとも過失があったと認められる。これに反する被告らの主張は採用できない。

(2) なお、原告は、本件楽曲を公表した際の本件番組の司会者と被告Bとのやり取りや本件番組の放送終了後の上記両名の言動を見れば、被告らが本件楽曲を公衆送信及び公表することにつき原告の同意がないことを認識していたことは明らかであるから、被告らには故意がある旨主張する。

しかし、本件楽曲を公表した際の本件番組の司会者と被告Bとのやり取りは前記3(3)ア(イ)で認定したとおりであるところ、これらのやり取りを見ても、上記両名が本件楽曲を公表することにつき原告による黙示の許諾がないことを

認識していたこととはうかがわれない。また、証拠（乙A4）及び弁論の全趣旨によれば、原告が本件番組の放送翌日に、被告Bに対して電話で本件楽曲を放送したことを抗議した際、被告Bは、原告が本件楽曲を公表することに同意していると認識していた旨の弁明をしていないものの、原告の抗議は未発表であった本件楽曲を公表したことを明示的に指摘したものではなかったことが認められるから、被告Bが上記のような弁明をしなかったからといって、本件楽曲を公表することにつき原告の同意がないことを認識していたとは認められない。

さらに、弁論の全趣旨によれば、本件番組の司会者と被告Bは、平成28年12月23日に放送された番組内で、原告に対して謝罪していることが認められるものの、その謝罪が未発表の本件楽曲を公表したことに對するものであったと認めるに足りる証拠はない。

その他、被告らが、本件楽曲を公表することにつき原告の同意がないと認識していたことや公衆送信権ないし公表権侵害の故意を有していたことを認めるに足りる証拠はないから、被告らの故意に係る原告の主張は採用できない。

8 損害の有無及びその額（争点(3)）について

(1) 法114条3項による損害金

ア 証拠（甲3）によると、一般社団法人日本音楽著作権協会が、使用料規程において、放送及び当該放送の録音に音楽著作物を利用する場合の使用料について、年間の包括的利用許諾契約を締結する方法と1曲1回当たりの使用料を積算する方法とを定めているところ、著作権侵害による損害額を算定するに当たっては、音楽著作物の継続的な利用を前提とする前者の方法を基準とするのではなく、1曲1回の利用ごとに使用料が発生することを前提とする後者の方法を基準とするのが合理的であり、これに反する被告らの主張は採用できない。

イ 上記使用料規程によれば、全国放送の場合、1曲1回当たりの使用料は、利用時間が5分までは6万4000円、その後利用時間が5分を超えるごとに6万4000円と定められている（同規程第2章第2節5項(1)）ところ、本件番組において本件楽曲が放送された時間は約1分間であった（前記前提事実(3)ウ）から、その相当対価額は6万4000円と認めるのが相当である。

(2) 公表権侵害による慰謝料

前記2(1)及び3(3)で認定した各事実並びに証拠（甲7）及び弁論の全趣旨によれば、本件楽曲は平成32年（2020年）に開催される東京オリンピックのテーマ曲として応募することを目的として創作されたものであり、原告としては、本件楽曲を聴いた感想を聞くために、被告Bに対して本件録音データを提供したにすぎなかったにもかかわらず、本件番組（日本テレビ系列28社により放送されている。）において本件楽曲が放送されたことにより、原告は本件楽曲を創作した目的に即した時期に本件楽曲を公表する機会を失ったこと、しかも、本件楽曲は、本件番組において、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であるという報道に関連する一つの事情と

して紹介されたことにより、本件番組の司会者及び被告Bの発言と相まって、本件番組の視聴者に対して原告が本件楽曲を創作した目的とは相容れない印象を与えることとなったことが認められる。

なお、原告は、本件番組において、原告が覚せい剤の使用により精神的に異常を来したかのような報道をされたことにより、原告の音楽家としてのイメージを毀損され、精神的苦痛を受けた旨主張し、その陳述書（甲7）にはこれに沿う陳述部分があるが、本件における慰謝料請求は飽くまで本件楽曲に係る公表権侵害を理由とするものであるから、上記認定のとおり、公表権侵害の方法・態様として評価し得る事情の限度で考慮するにとどめるのが相当である。

これらの事情に加え、本件で顕れた一切の事情を併せ考慮すると、被告らによる公表権侵害に対する慰謝料の額は100万円と認めるのが相当である。

(3) 弁護士費用

被告らによる公衆送信権侵害及び公表権侵害と相当因果関係のある弁護士費用の額は11万円と認めるのが相当である。

9 結論

以上によれば、原告の本件請求は、被告らに対し、損害賠償金117万4000円及びこれに対する不法行為後の日である平成28年11月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 久し振りに音楽著作権にからむ裁判例を取り上げて評釈することにします。

この事件の原告Aは、平成26年9月に覚醒剤取締法違反等の犯罪によって執行猶予付の有罪判決を受けた歌手であるが、平成27年9月頃「1964 to 2020 東京 Olympic」という題名で、演奏時間が約6分間の楽曲を創作し、本件楽曲についての著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を取得していたのである。

原告Aは、平成27年12月22日、被告Bに対し、本件楽曲の録音データをメールで送信した。Bは、芸能人などの情報を収集してテレビやラジオの番組に出演し、論評などをする芸能リポーターを業としていた。

また、被告読売テレビ放送(株)は、放送法による基幹放送事業、放送番組の企画、制作及び販売等を主な事業内容とする会社である。

2. 判決はまず、争点(1)アの本件楽曲は未公表の著作物であったかについて、被告Bが本件番組内で本件録音データを再製した時点より前に、公衆に提供又は提示されていなかったから、本件楽曲は著作権法18条1項にいう「著作物はまだ公表されていないもの」に当たると認定したのである。即ち、ここにいう「公衆」とは、あくまでも不特定多数の者又は特定かつ多数の者をいうので、被告B個人が公衆に当たると解する余地はないと判示したのである。

3. 次に、判決は、争点(1)イの公衆送信及び公表について、黙示の許諾があったかについては、原告は平成27年12月上旬頃、自らが執筆した自叙伝の原稿について、被告Bの感想等を聞くため、知人を介して被告Bの連絡先を入手したので、原告は被告Bと電話で連絡をとり、その感想等を求める趣旨であることを伝えた上で、被告Bに対し上記原告のデータをメールで送付したのである。その後、原告は被告Bと電話で連絡をとり、被告Bが上記原稿を読んだ感想等を聞いたが、その際、原告は被告Bに原告が創作した曲を聴いた感想等を聞かせてほしいと頼んだところ、被告Bはこの依頼を承諾したので、原告は平成27年12月22日に、被告Bに対し、本件録音データをメールで送信したのである。

これについて、被告らは、原告が音楽活動を再開したことを、被告BによってTV放送等で告知されたことを期待して本件録音データを提供したのだから、本件楽曲を公衆送信及び公表することを黙示に許諾したというべきであると主張したところ、真実はそうではなく、原告が被告Bの感想等を聞くために、被告Bに対し本件録音データを提供したにすぎないから、原告が本件録音データを提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信ないし公表することを黙示に許諾したとは認められない、と裁判所は説示したのである。つまり、被告Bが芸能リポーターであるからといって、そのみでは上記の説示は左右されない、と判断したのである。

4. 次に、判決は、被告らによる公衆送信行為は、争点(1)ウの時事事件の報道のための利用に当たるかについては、①警視庁が原告に対する覚せい剤の使用の疑いで逮捕状を請求する予定があることが、時事事件に当たることについては、当事者間に争いが無いけれども、本件楽曲は事件の主題となるものではないし、事件とは直接関連性を有するものではないから、時事事件を構成する著作物に当たるとは認められない、と裁判所は認定したのである。

また、②原告が執行猶予期間中に、更正に向けて行っていた音楽活動の成果物である点においては、原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い、更正に向けた活動をしていたという時事事件を構成するものであると、被告らは本件楽曲について主張したが、認定事実によれば、本件番組中の原告の音楽活動に関する部分は、警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する予定であることを報道する中で、ごく短時間に原告が2020年のオリンピックのテーマソングとして作曲した本件楽曲を被告Bに送付し、来月、YouTubeで新曲を発表するなど音楽活動に向けて動こうとしている、ということ断片的に紹介する程度にとどまって、本件楽曲自体の紹介自体も、原告がそれまでに創作した楽曲とは異なる印象を受けることを指摘するにすぎないものであるから、このような放送内容に照らせば、本件番組中における原告の音楽活動に関する部分が、「原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更正に向けた活動をしていたこと」という時事事件の報道に当たるとは到底いうことはできない、と裁判所は認定した。

そうすると、被告らによる本件楽曲の公衆送信行為は、著作権法41条の時事事件報道のための利用に当たるとは認められない、と裁判所は判断したのである。

5. 次に、被告らによる公衆送信行為は著作権法32条1項所定の引用に当たるかについては、原告が被告Bに対して本件録音データを提供したことは、公表されたものとは認められず、本件番組の放送時においては、本件楽曲は未公表の著作物であったから、被告らの本件楽曲の公衆送信行為は法32条1項の所定の引用には当たらない、と裁判所は認定した。

6. また、正当業務行為等により公表権侵害の違法性が阻却されるかについては、本件番組では原告の音楽活動にごく簡単に触れたに止まり、それに係る具体的な事実の紹介はなく、本件楽曲が原告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための的確な材料であるとも認められないから、被告らの主張は、その前提を欠くものであり、採用できない、と裁判所は認定した。

7. 被告Bは、公衆送信権及び公表権の侵害主張となるかについては、被告Bは本件番組の生放送中に出演者として本件楽曲の録音データの一部を再生し、被告読売テレビは本件番組を放送したのだから、被告らは共同して、原告が本件楽曲について有する公衆送信権と公表権とを侵害したといえる、と裁判所は認定したのである。

8. さらに、争点2の故意・過失について、被告らは、放送番組中において楽曲を再生し放送する時には、著作権や著作者人格権の侵害がないように十分注意すべき高度の注意義務を負っているのだから、原告が本件楽曲を公衆送信や公表することを黙示に許諾したとは認められないし、その認識を欠いて本件楽曲を公衆送信・公表することが許されると誤信した点などにおいては過失がある、と裁判所は認定したのである。

9. 問題は、損害の有無と、その額についての認定である。ここではまず、JASRACが定める「使用料規程」において、放送及び当該放送の録音に音楽著作物を利用する場合の使用料について、①年間の包括的利用許諾契約を締結する方法と②1曲1回当たりの使用料を積算する方法とを定めている。そして、著作権侵害による「損害額」を算定するにあたっては、音楽著作物の継続的な利用を前提とする①の方法を基準とするのではなく、1曲1回の利用ごとに使用料が発生することを前提とする②の方法を基準とするのが合理的であるから、これに反する被告らの主張は採用できない、と裁判所は判示したのである。

その結果、著作権法114条3項を適用して、故意又は過失により、その著作権を侵害した者は、JASRACの使用料規程により、全国放送の場合、1曲1回あたりの使用料は利用時間が5分では64,000円、その後利用事件が5分を超えるごとに64,000円と定められているから、「本件番組において本件楽曲が放送された時間は約1分間であったから、その相当対価額は64,000円と認めるのが相当である。」と認定されたのである。

10. さらに、著作権法18条1項に規定する公表権の無断公表に対して、本件

番組（日本テレビ系より28社により放送）において本件楽曲が放送されたことにより、原告は本件楽曲を創作した目的に即した時期に、本件楽曲を公表する機会を失ったことと、本件楽曲は、本件番組において、警視庁が原告に対する逮捕状請求の予定であるとの報道に関連する一つの事情として紹介されたから、本件番組の司会者と被告Bの発言と相俟って、本件番組の視聴者に対し、原告が本件楽曲を創作した目的とは相容れないとの印象を与えることになると認められる、と裁判所は認定したのである。

そして、原告から請求されている慰謝料請求は、あくまでも本件楽曲に係る公表権侵害を理由とするものとして、公表権侵害の方法・態様として評価し得る事情の限度で考慮することと定めるのが相当と認定し、「本件で顕れた一切の事情を併せ考慮すると、被告らによる公表権侵害に対する慰謝料の額は100万円と認めるのが相当である。」と判示したのである。

また、弁護士費用としては、被告らによる公衆送信権侵害と公表権侵害と「相当因果関係」のある弁護士費用額は11万円と認められるのが相当である、と判示したのである。

11. 以上の結論として、裁判所は被告らに対し、原告への損害賠償金として、①公表権侵害について64,000円、②慰謝料として1,000,000円、③弁護士費用として110,000円、計1,174,000円の金員の支払いを命令して終結したのである。

それにしても、関係者は油断していると、著作権侵害による損害賠償金だけではなく、高い慰謝料までも支払わねばならなくなるのである。

〔牛木 理一〕

(別紙) 本件楽曲放送部分

(C) うーん。で、ASKA さんが、来月ですか、新曲をYouTube で……。

(D) 発表される……。

(C) まあ、発表されるってことで、Bさんが……。

(B) 僕はその曲かどうか分からないんですけど、実は、昨年送ってきた曲がありますんで、コマーシャルの後にちょっとお伝えしたいと思います。

【CM3分】

(C) それ、Bさんは、その一、ASKA さんから送られてきたんですか、曲が。

(B) はい、これ、送られてきたんで。えー、去年の12月22日で、まあ、タイトルとしては『2020 年東京オリンピック曲』っていうふうについてたんです。

(C) 今聴けるんですか。

(B) はい、聴けます。ちょっと小さいかもしれませんが。あの一、歌はないですよ。

(C) ああ、音だけ。

(B) 曲。

(C) はい。聞こえます？

(B) もうかかってくるんです。

(C) はい。

[曲が流れる]

(C) ああ、これ。これ、2020 年の東京オリンピックの……。

(B) テーマ曲って。

(C) テーマ曲。まあ、あの一、我々はね、その一、CHAGE and ASKA だったり、ASKA さんの曲っていうのはほぼほぼ知っているわけですけど、その一、今までの曲調とは全然違いますよね。

(B) ちょっと違う感じしますよね。まあ、きれいなメロディではあると思いますけど。

(C) そうですね。どっちかというところ、幻想的な。

(B) うん。

(C) こういうのを作って、来月、YouTube で発表をしようと。音楽活動に向けて動こうと。

(B) そうですね、この時点では、ご本人もいろいろブログを自分で書いているんで。文章を書いているんで。

[曲ストップ]

(B) ああ、ここまでですね。あの一、曲に……。あの一、一冊の本にしたいと。

(以後略)